

第1章

計画策定の背景

1 国際的な動き

1972（昭和47）年の第27回国連総会において、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱され、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とすることが決定されました。この年、メキシコで国際婦人年世界会議が開催され、各国の女性問題解決と男女平等の実現を図るための大きな指針となる「世界行動計画」が採択されました。

そして、1976（昭和51）年から1985（昭和60）年までを「国連婦人の10年」と定め、1985年にケニアで開催された『国連婦人の10年』ナイロビ世界会議では、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。また、1979（昭和54）年には、国連第34回総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択され、日本も1985（昭和60）年にこの条約を批准しました。

その後も、1995（平成7）年に「平等・開発・平和のための行動」をテーマに「第4回世界女性会議」が北京で開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。行動綱領は、12の重大問題領域に沿って、女性のエンパワーメント*のためのアジェンダ（予定表）を記したものです。

2000（平成12）年にニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

2015（平成27）年には、北京宣言及び行動綱領採択から20年を記念して、第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」が開催され、さらなる具体的な行動をとることを表明した「政治宣言」が採択されました。

また、2015年には、国連で持続可能な開発目標（SDGs／エスディージーズ）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、日本も賛同し、「誰一人取り残さない」社会を目指して取り組みを進めています。SDGsのゴール5には「ジェンダー*平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」ことが掲げられています。

2 国・県の動き

「国連婦人の10年」などの国際的な動きを受けて、日本国内でも昭和52（1977）年に国内行動計画が策定されました。さらに昭和60（1985）年には、国籍法の改正や男女雇用機会均等法の制定などの法整備が行われ、女子差別撤廃条約を批准しました。

昭和62（1987）年には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、推進体制も強化されていきました。

そして平成 11（1999）年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法」で、男女共同参画社会の実現は「21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題」であると位置付けられました。平成 12（2000）年には、基本法に基づき、男女共同参画に係る初めての法定計画である男女共同参画基本計画が策定されました。令和 2（2020）年には「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が策定されています。

また、基本法のほかにも、平成 13（2001）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、平成 27（2015）年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、平成 30（2018）年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、法整備が進められています。

福岡県では、昭和 53（1978）年に「婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」、昭和 54（1979）年に「婦人対策室」が設置され、昭和 55（1980）年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定されました。平成 13（2001）年には、基本法の成立を踏まえて「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されたほか、翌平成 14（2002）年に「福岡県男女共同参画計画」が策定され、福岡県の男女共同参画に関する施策が推進されてきました。この間、平成 8（1996）年には、福岡県女性総合センター（現：福岡県男女共同参画センター）が開館しています。

また、平成 28（2016）年には、行政、経済団体、関係団体が一体となって女性の活躍を支援するため「福岡県女性の活躍応援協議会」が設置されました。平成 31（2019）年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民を守るための条例」が制定されています。

3 八女市の取り組み

八女市では、平成 8（1996）年に女性行政の総合的な窓口を設置したほか、市内の推進組織として「八女市女性問題推進協議会」（現：八女市男女共同参画推進協議会）を設置しました。また、平成 10（1998）年に「八女市女性問題懇話会」が発足し、「男女共生の社会づくりをめざす市民意識調査」の実施など積極的な活動を行いました。平成 13（2001）年には「八女市男女共同参画推進審議会」を設置し、第 1 次行動計画「八女市男女共同参画行動計画～男女が共に参画するまちづくり～」を策定しました。

平成 16（2004）年には、男女共同参画推進審議会からの答申を受けて「八女市男女共同参画のまちづくり条例」を制定しました。この条例は「人権の尊重」「慣行等にとらわれない活動の選択」「政策・方針決定過程への参画」「家庭生活と就労をはじめとする社会活動との両立」「教育の場における男女共同参画の推進」「国際社会との協調」の 6 つの基本理念と、市民・事業者の役割、市の責務などを定め、男女共同参画のまちづくりをめざすものです。

平成 18（2006）年に第 2 次八女市男女共同参画行動計画「個性が輝く、まちが輝く。～男女

が共に参画するまちづくり～」を策定しました。平成 19（2007）年には八女市男女共同参画都市を宣言し、記念事業を実施するなど、男女共同参画社会に向け積極的に取り組む姿勢を市内外へ向けアピールしました。

平成 18（2006）年 10 月と平成 22（2010）年 2 月の市町村合併を経て、平成 23（2011）年に第 3 次八女市男女共同参画行動計画、平成 27（2015）年に第 4 次八女市男女共同参画行動計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を展開しています。

平成 29（2017）年には男女共同参画都市宣言 10 周年記念事業を開催して、これまでの取り組みを振り返り、次の歩みにつなげる契機としました。

この第 5 次行動計画の期間中である令和 6（2024）年には、男女共同参画のまちづくり条例制定から 20 年の節目を迎えることとなります。

